

35 リニア中央新幹線の建設促進について

(国土交通省、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

【内容】

- (1) リニア中央新幹線の早期実現に向け、地域の意見を十分踏まえ、全国新幹線鉄道整備法に基づく「整備計画」を速やかに決定すること。
- (2) 山梨リニア実験線全線を実用レベルの仕様で早期に完成させるとともに、既に営業運転に支障のないレベルに到達している超電導リニア技術については、詳細な営業線仕様及び技術基準等の策定を具体的に進めること。
- (3) 大都市圏におけるリニア中央新幹線の建設が円滑に進められるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進に取り組むこと。
- (4) 今後のリニア中央新幹線の推進に当たっては、駅設置に関する事など地域の意向を十分反映させるとともに、その財政状況に配慮すること。

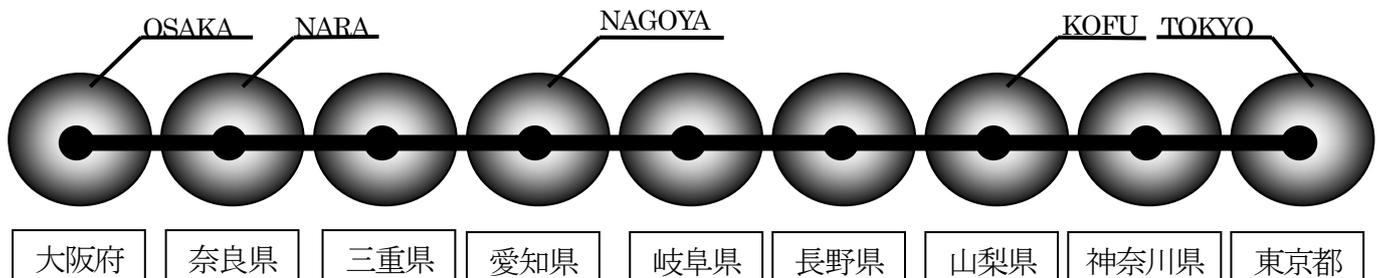
(背景)

- リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪の時間距離の大幅な短縮による各地域間の交流・連携の強化や災害に強い国づくりに向けた多重型交通ネットワークの形成、地球環境問題への対応という面から、是非とも早期に整備しなければならない路線である。
- 本県は、東海道新幹線や東名・名神・東海北陸などの高速道路等、日本の大動脈が集まり、交差する結節点である。リニア中央新幹線が整備され、こうした交通機関と連携することにより、本県は交流中枢・情報発信拠点としての価値が増大する。
- 現在は、交通政策審議会において、リニア中央新幹線の整備計画の決定に向け、審議が行われているところである。

(参 考)



リニア中央新幹線



※東京都、甲府市附近、名古屋市附近、奈良市附近、大阪市は全国新幹線鉄道整備法第4条の「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画」として告示された起終点と主要な経過地。

<最近の状況>

H19.4	JR 東海が、東海道新幹線のバイパスを自らのイニシアチブのもとに推進・実現するべく検討を進め、第一局面として平成 37 年(2025 年)に首都圏～中京圏での営業運転開始の目標を発表
H19.12	JR 東海が「自己負担を前提に手続きを進める」と発表
H20.10	鉄道・運輸機構と JR 東海が地形・地質等に関する調査報告書を国土交通省に提出
H21.12	鉄道・運輸機構と JR 東海が4項目（「供給輸送力等」、「施設等の技術開発」、「建設の費用」、「その他必要な事項」）の調査報告書を国土交通省に提出
H22.2	国土交通大臣が中央新幹線計画について交通政策審議会に諮問
H22.3	交通政策審議会において中央新幹線計画についての審議が開始